

日本年金機構の主要統計(128)

(令和3年4月2日公表)
【公表日現在の最新情報を掲載】

【適用関係】					(単位:人、事業所数、円)			
① 被保険者・事業所情報 (令和2年11月末現在)	国民年金		厚生年金保険(第1号)					
	被保険者数		適用事業所数		被保険者数			標準報酬月額の 平均(船員含む)
					船員を除く		船員	
	第1号(任意含む)	第3号	船舶所有者除く	船舶所有者	男子(坑内員含む)	女子		
	14,358,048	8,002,435	2,481,709	4,177	24,868,324	15,717,448	52,160	313,042

※「厚生年金保険（第1号）被保険者」とは、国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員及び私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く、厚生年金保険被保険者である。

【徴収関係】 (単位:千円、万円)								
② 国民年金保険料収納済歳入額及び納付状況	保険料収納済歳入額(令和2年11月分)			保険料納付状況(令和2年12月末現在)				
	合計	現年度	過年度	3年経過納付率			2年経過納付率	1年経過納付率
				納付月数	納付対象月数	納付率		
	119,861,137	115,139,432	4,721,705	685	896	76.4%	76.6%	73.4%

※保険料収納済歳入額については、令和2年12月末納付期限の令和2年11月のものである。

※納付率（3年経過【平成29年12月分】、2年経過【平成30年12月分】、1年経過【令和元年12月分】）については、それぞれの保険料のうち、令和2年12月末までに納付された月数の割合である。

3年経過納付率の納付月数、納付対象月数に誤りがあったため、令和3年4月30日に修正。

※国民年金保険料は、本来、納付期限から2年を経過すると納めることができなかったが、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することができる仕組み（10年後納制度）が平成24年10月より開始され、平成27年9月に終了した。また、新たに過去5年間の保険料を納付することができる仕組み（5年後納制度）が平成27年10月より開始され、平成30年9月に終了した。

【徴収関係】 (単位:千円)					
③ 厚生年金保険(第1号)保険料徴収状況(累計) (令和2年11月末現在)	保険料徴収状況				
	徴収決定済額	収納済額	不納欠損額	収納未済額	収納率(注)
	21,323,354,529	20,578,413,705	13,524,111	731,416,712	96.5%

※口座振替による保険料納付は、月末が土・日曜日の場合、翌月に引落しが行われるため収納率が低くなる。

【年金給付関係】 (単位:件、円)												
④ 国民年金受給者情報 (令和2年11月末現在)	合計			老齢給付			障害給付			遺族給付		
	11月新規決定	月末現在	平均年金月額	11月新規決定	月末現在	平均年金月額	11月新規決定	月末現在	平均年金月額	11月新規決定	月末現在	平均年金月額
	32,377	35,848,395	56,286	23,415	33,737,856	55,269	8,087	2,022,328	72,054	875	88,211	83,820

※「国民年金受給者」とは、旧法抛出处国民年金と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には厚生年金を上乗せしている者を含む。

※「平均年金月額」は、決定済年金額の年金受給者ベースの月末現在のものであり、繰上げ・繰下げによる増減額を含む。

※上記のほか、令和2年11月末現在で、14人の者が老齢福祉年金を受給している。

【年金給付関係】 (単位:件、円)												
⑤ 厚生年金保険(第1号)受給者情報 (令和2年11月末現在)	合計			老齢給付			障害給付			遺族給付		
	11月新規決定	月末現在	平均年金月額	11月新規決定	月末現在	平均年金月額	11月新規決定	月末現在	平均年金月額	11月新規決定	月末現在	平均年金月額
	106,703	35,677,238	102,374	A …… 32,907 B …… 44,662	A … 15,470,527 B … 14,089,790	A …… 146,314 B …… 61,937	3,420	463,051	102,608	25,714	5,653,870	82,892

※「厚生年金保険（第1号）受給者」とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

※「厚生年金保険（第1号）受給者の年金額」とは、老齢給付及び遺族年金（長期）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金保険被保険者期間に係る年金額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害年金及び遺族年金（短期）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金額である。

※「平均年金月額」は、決定済年金額の受給者ベースの月末現在のものであり、在職による一部停止額及び繰上げ・繰下げによる増減額を含む。

※「老齢給付」の種類は、A：新法の老齢厚生年金（老齢相当）と旧法の老齢年金の合計、B：新法の老齢厚生年金（通老相当）と旧法の通算老齢年金の合計である。

※【平成19年4月1日施行】国民年金及び厚生年金保険の年金受給権者からの申出による年金給付の支給停止件数は、1,274件である。（令和2年12月末現在）

【年金給付関係】 (単位:万件、億円)						
⑥ 厚生年金保険(第1号)・国民年金の支払件数・金額 (令和3年2月定時支払)	合計		金融機関(ゆうちょ銀行を除く)		ゆうちょ銀行	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	7,465	78,524	5,658	56,223	1,779	15,861

※支払金額の「合計」は、「金融機関（ゆうちょ銀行を除く）」と「ゆうちょ銀行」のほか、外国送金等を含む。

※「厚生年金保険（第1号）受給者の支払金額」とは、老齢給付及び遺族年金（長期）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金保険被保険者期間に係る支払金額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害年金及び遺族年金（短期）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した支払金額である。

【お客様へのサービス】 《発送(発行)関係》 (単位:件)								《相談関係》 (単位:件)		
⑦～⑬は令和3年1月発送(発行)分	⑦年金請求書の事前送付 (A4版請求書)	⑧65歳年金請求書 (はがき)	⑨老齢年金のお知らせ (はがき)	⑩年金加入期間の確認について (はがき)	⑪69歳到達年金未請求者へのお知らせ (はがき)	⑫ねんきんネットユーザIDの発行	⑬ねんきん定期便	⑭⑮は令和2年12月応対分	⑭年金事務所における年金相談件数	⑮ねんきんダイヤル応答率
	55,229	87,163	10,979	2,607	4,269	119,132	5,584,879		249,886	85.6%

※⑦は、年金支給開始年齢到達をもって受給権が発生する方に、氏名、生年月日及び年金加入記録等を記載した年金請求書を、報酬比例部分の支給開始年齢である63歳(男子)、61歳(女子)又は65歳到達月の3ヶ月前に送付。

※⑧は、60歳到達後に老齢厚生年金を受けている方が65歳になったときは、60歳台前半の老齢給付に代わって、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることが可能となるため、年金請求書(はがき)を65歳になる誕生日の初旬に送付。

※⑨は、60歳到達後に受給権が発生する方(60歳到達時には、基礎年金番号で管理している厚生年金保険の期間が12月未満の方)に、65歳からの老齢基礎年金のこと等のお知らせを60歳到達月の3ヶ月前に送付。

※⑩は、日本年金機構で管理している年金加入期間のみでは受給資格が確認できない方に、年金加入期間の確認を促すご案内を60歳到達月の3ヶ月前に送付。

※⑪は、日本年金機構で管理している年金加入記録のみで年金の受給資格期間を満たしながら請求を行っていない方に、年金請求を促すためのお知らせを69歳到達月に送付。

※⑫は、日本年金機構のホームページからユーザID・パスワード等を入力してログインすることにより、年金加入記録等がいつでも閲覧可能となる「ねんきんネット」のユーザIDの発行件数。

※⑬は、毎年1回、誕生日に、国民年金及び厚生年金保険の被保険者の方に対して、ねんきん定期便を送付している件数。

※⑭は、全国の年金事務所における相談件数。

※⑮は、ねんきんダイヤルにおける総呼数に対する応答数の割合。